

法務省勉強会の取りまとめ報告書を受けて、改めて少年法の適用年齢引下げに反対する会長声明

昨年12月20日、法務省は「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」の取りまとめ報告書（以下「報告書」という。）を公表した。これは、2015年9月7日に自由民主党政務調査会が提出した「成年年齢に関する提言」を受けて開催された法務省主催の勉強会の議論状況をまとめたものである。

報告書では少年法の適用年齢を現行の20歳未満から18歳未満へと引き下げることについては賛否両論があるとし、方向性を示してはいない。しかしながら、少年法の適用年齢を18歳未満へ引き下げた場合の「若年者」に対する刑事政策的措置については、かなりの紙幅を割いて検討を加えており、本年2月に諮問されると報道されている法制審議会において、少年法の適用年齢引下げを前提とした議論が進む懸念は否定できない。

一方、18歳、19歳の実態に目を向けると、高卒で就職する者の比率は低下し、18歳になっても多くは親に扶養されるなど、少年たちは、真に自立した社会人になっているとはいえない。また、非行少年たちは、18歳、19歳を含め、生育環境や資質・能力にハンディを抱えている者が多い。

さらに、科学的な見地からも、脳の発達で20歳代半ばまで続くという脳科学の知見に照らすと、18歳、19歳の者は、まさに、未成熟で発達の途上にある可塑性が高い存在であって、罪を犯したことについて成熟した大人と同じように非難し、責任を負わせるべきではなく、処遇・教育の効果が特に期待でき

ると考えられる。

そのような少年たちが更生し、社会に適応して自立していくためには、20歳未満の者が犯したすべての事件を家庭裁判所に送致し（全件送致主義）、家庭裁判所調査官や少年鑑別所による科学的な調査と鑑別の結果を踏まえ、少年に相応しい処遇を決する現行少年法のきめ細やかな福祉的・教育的な手続が必要である。実際のところ、現行少年法の有効性については、今回の勉強会で出された有識者の意見を含め、ほぼ異論がないところであった。

したがって、今後「若年者」に対する刑事法制の在り方を検討する場合にも、少年法の適用年齢の引下げを前提とすることなく、あくまで20歳以上の若年成人を対象とした検討を行うべきである。

当会は、2015年6月12日に「少年法の『成人』年齢引下げに反対する会長声明」を発表しているが、報告書の公表を受け、改めて少年法の適用年齢引下げに反対する。

そして、この適用年齢の引下げが多く子どもたちと子どもたちを育てる大人にとって重要な問題であることをさらに分かり易く社会に伝えるべく全力を尽くす所存である。

2017年1月24日

東京弁護士会会長 小林 元治

政府が自衛隊法第95条の2の運用に関する指針を決定したことに抗議し、その撤回と安保法制の廃止を求める会長声明

1 政府は、昨年12月22日、自衛隊法第95条の2につき、自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動に現に従事しているアメリカ合衆国の軍隊その他の外国の軍隊、その他これに類する組織（以下「合衆国軍隊等」という。）の部隊の武器等という、我が国の防衛力を構成する重要な物的手段に相当するものと評価することができるものを武力攻撃に至らない侵害から防護するための武器の使用を認めることを趣旨とする運用指針（以下「運用指針」という。）を決定した。

自衛隊法第95条の2は、「平和安全法制整備法及び国際平和支援法」（安保法制）に含まれるものであり、運用指針の決定によって、自衛隊が合衆国軍隊等の艦船を守るなど、安保法制に基づく自衛隊の海外での任務拡大が本格化することになる。

2 これまで当会は、自衛隊法第95条の2は実質上集団的自衛権の行使に発展する危険を孕むものであり、これを含む安保法制が憲法第9条に反すること、また、これまで政府が永年にわたって確認してきた憲法解釈を閣議及び法律によって変更することは立憲主義に反すること、さらに、国民の反対の声を無視した強引な安保法制の制定は民主主義の理念にも反することを繰り返し指摘し、安保法制の成立に反対するとともに成立後はその廃止を強く求めてきた。

3 運用指針は、「自衛隊法第95条の2第1項において『現に戦闘行為が行われている現場で行われるものを除く』と規定することにより、同項の警護が合衆国軍隊等による『武力の行使と一体化』しないことを担保するとともに、同条の規定による武器の使用によって戦闘行為に対処することはないものとし、したがって、自衛隊が武力の行使に及ぶことがなく、また、同条の規定による武器の使用を契機として戦闘行為に発展することもないようにしている。このような武器の使用は、

憲法第9条で禁止された『武力の行使』には当たらない」としている。

しかし、合衆国軍隊等の船舶・航空機を含む武器等の防護の必要のある現場が「現に戦闘行為が行われている現場」ではないとは到底想定できないのみならず、仮に現に戦闘行為が行われていなくても、戦闘行為に発展する危険のある現場（いわゆるグレーゾーン）における武器使用は、それによって容易に戦闘行為に発展する危険を有している。そして、その場合の自衛隊の武器等防護の活動は、合衆国軍隊等の武力行使と一体化して「武力の行使」に発展する危険を免れない。

4 また、運用指針は、自衛隊法第95条の2の「我が国の防衛に資する活動」に当たり得る活動の例として、ア 弾道ミサイルの警戒を含む情報収集・警戒監視活動、イ 我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に際して行われる輸送、補給等の活動、ウ 我が国を防衛するために必要な能力を向上させるための共同訓練、の3つを挙げている。しかし、これらの活動は、あくまでも例示列举であるうえ、その文言も曖昧であるから、その範囲が限定されているとは言えない。したがって、「防衛に資する活動」に伴う武器の使用は、運用指針の言及にもかかわらず、「極めて受動的かつ限定的」でもなければ「必要最小限」のものでもない。

5 よって、当会は、政府が自衛隊法第95条の2の運用に関する指針を決定したことは、自衛隊の憲法第9条違反の行為を現実招くものであるから、これに抗議し、その撤回を求めるとともに、改めて自衛隊法第95条の2を含む安保法制の廃止を求めるものである。

2017年2月1日

東京弁護士会会長 小林 元治

当会会員に対する、東京地方裁判所の「日本国籍の確認がとれないことを理由とする司法委員への選任拒絶」に抗議する会長声明

1 当会は、2016（平成28）年9月15日、東京地方裁判所（以下「東京地裁」という。）に対し、2017（平成29）年度の司法委員となるべき複数の会員を推薦したが、それらの当会会員のうち外国籍の会員2名（以下「当該会員ら」という。）について、東京地裁は同年10月14日、当会に対し、当該会員らが日本国籍を有するか否かを照会してきた（氏名により外国籍と推察したものと思われる。）。当会は、同月20日、東京地裁に対し、当該会員らが日本国籍を有するか否かは司法委員の選考事務に必要な情報とは認められないため回答を差し控える旨の回答をした。その後、東京地裁は、同年12月20日、当会に対し当会が推薦した候補者のうち上記照会のあった当該会員らを除く全員を司法委員となるべき者として選任する手続を終了したことを通知した。

当会は当該会員らの国籍を回答しておらず、東京地裁も当該会員らを司法委員となるべき者に選任しなかった理由を明示しているわけではないが、上記のような経緯からして、日本国籍が確認できないことを理由に東京地裁が当該会員らの司法委員選任を拒絶したことは明らかである。

2 東京地裁から当会に対し当会が司法委員の候補者として推薦した会員の日本国籍の有無に関する照会がなされ、当会が回答を拒否し、東京地裁が当該会員を司法委員となるべき者に選任しないという事態は、2006（平成18）年以降も繰り返されており、当会はそのたびに東京地裁に対し日本国籍の有無に拘わらず適任者を選任する扱いとするよう求めてきた（当会が調停委員の候補者として推薦した会員についても同様のことが繰り返し起きており、問題状況は同じである。）。

3 東京地裁は、日本国籍の確認がとれない当該会員らを司法委員となるべき者に選任しない理由を明らかにしていないが、最高裁判所は、日本弁護士連合会からの照会に対し、最高裁判所の事務部門の取扱いとして、「法令等の明文上の根拠規定はないが、公権力の行使に当たる行為を行い、若しくは重要な施策に関する決定を行い、又はこれらに参画することを職務とする公務員には、日本国籍を有する者が就任することが想定されていると考えられるところ、調停委員及び司法委員はこれらの公務員に該当するため、その就任のためには日本国籍が必要と考えている。」旨回答しており（以下「事務部門取扱い」という。）、今回の東京地裁による扱いもこれに倣ったものと考えられる。

4 事務部門取扱いは最高裁判所2005（平成17）年1月26日判決（以下「2005年最判」という。）を参考にしたものと思われるが、2005年最判は、地方公共団体が日本国民である職員に限って管理職に昇任することができることとする措置を執ることが違憲・違法ではないと判断したにとどまり、その趣旨が国家公務員に及ぶか、日本国籍を有しない者を任用す

ること自体が違憲・違法の問題を生じるかについては何ら語っていないし、「日本の国籍を有する者が公権力行使等地方公務員に就任することが想定されている」という文言の前に「原則として」という文言をおくことで例外にあたる取扱いも許容されることを示唆している。それにも拘わらず、事務部門取扱いは2005年最判の「原則として」という部分を殊更に無視し、明文上の根拠規定が何ら存在しないのに、日本国籍を司法委員への就任の要件とする立場をとっている。この立場は、法が公示され明確であることを要請する法の支配に明らかに反するものである。

さらに、事務部門取扱いは公権力行使等を行う公務員への就任には日本国籍が必要であると述べるが、そもそも司法委員は公権力行使等を行う公務員にあたらぬ。司法委員は特別職国家公務員であり、その職務は裁判官が和解を試みるときにその補助をしたり審理に立ち会って裁判官に参考となる意見を述べたりすることであり、裁判官の許可がなければ証人等に直接に問いを発することもできず、司法委員の意見はあくまで参考意見であり裁判所に対する拘束力はない。

このような司法委員の職務内容及び権限からすれば、司法委員が公権力行使等を行う公務員にあたらぬことは明らかである。従って、司法委員選任拒絶に関する事務部門取扱いは、外国籍の者に対して合理的理由がないのに特定の公務への就任を拒否する内容であり、憲法第14条1項に反するものである。

5 また、我が国には、サンフランシスコ講和条約によって一方的に日本国籍を離脱させられたまま日本での生活を余儀なくされ日本社会の構成員となっている旧植民地出身者及びその子孫等の特別永住者やこれに準じる定住外国人が多数存在し、日本の司法試験に合格して弁護士として知識・経験を積んで活躍している者も少なくない。そのような者のうち当会が東京地裁に推薦した当該会員らは、司法委員として十分な適格性を国籍に拘わらず有しているのであって、その能力を裁判所が活用しないことは、彼らの出自に対して国家が消極的評価を与えているとのメッセージを社会に送り差別を助長することになりかねず、人材の適切な配置を怠ることで、我が国の社会の潜在的可能性の発現に対する障害ともなる。

6 以上より、当会は、東京地裁に対し、憲法上の要請である法の支配や平等原則に抵触する疑いが濃い事務部門取扱いにとられることなく、当該会員らを司法委員となるべき者に選任すること、今後当会が司法委員となるべき者として推薦する会員につき国籍を問題とせずに選任手続を行うことを改めて強く求める。

2017年2月8日
東京弁護士会会長 小林 元治

トランプ大統領が発した中東・アフリカ7か国の国籍を有する者の入国を停止する大統領令に抗議し、即時撤回を求める会長声明

1 アメリカ合衆国（以下「米国」という。）のトランプ大統領が本年1月27日、「外国のテロリストによる入国からアメリカを守るための大統領令」（以下「大統領令」という。）を発し、シリア、イラク、イラン、リビア、ソマリア、スーダン及びイエメンの7か国の国籍を有する者の入国を90日間、すべての

難民の受け入れを120日間（シリア出身の難民については無期限）、それぞれ停止した。

2 世界各地で特定7か国市民が米国行フライトに搭乗できない事態が相次いだほか、米国に到着しても入国できず、更には出国を余儀なくされるケースまで報告されている。当初は米

国の永住権を有する者も一律に対象とされ、現在も永住権以外の滞在資格を有する者が引き続き対象とされるなど、市民・企業活動に大きな支障が生じている。

我が国の民間航空会社も一時、特定7か国の国籍を有する者を米国行き便に搭乗させない措置を講じるなど、混乱は我が国にも及んでいる。

3 かかる入国制限に異を唱えた米国司法長官代行が即刻解任された一方、ニューヨークやカリフォルニアなど15州とワシントンDCの司法長官らが共同で大統領令は違憲であると非難したほか、西部ワシントン州の連邦地方裁判所が全米で大統領令を一時的に差し止める決定を下し、控訴審に係属中であり、結果如何にかかわらず、一時差し止めについて連邦最高裁判所まで争われることもある。さらに、本案訴訟についても同様に連邦最高裁判所まで争われる可能性が高く、大統領令をめぐる紛争は今後相当長期化し、混乱が継続することも想定される。

4 特定7か国はいずれも長期化する内戦等により政情不安定下にあり、多くの市民が難民として国外に流出している国である。米国に庇護を求め、かつ難民該当性のある者を認定のうえ入国させないことは、米国が加盟している「難民の地位に関する条約」（以下「難民条約」という。）に違反する。

5 大統領令は、イスラム教徒の多い特定7か国のみを対象としたものであり、国連憲章が全ての加盟国に対し、人種や宗教による差別のないすべての者のための人権及び基本的自由の尊重及び遵守という国連の目的の一つを達成するため、国連と協力して共同及び個別の行動をとることを求めていることに反する。

また、人種や民族に着目しての発令であれば、人種差別撤廃条約（あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約）第2条1項(a)にも違反する。

さらに、大統領令は、米国内に暮らすイスラム教徒の不安をあり、ひいては信教の自由を保障する世界人権宣言第18条や市民的及び政治的権利に関する国際規約第18条1項にも違反する。

6 よって、当会は、自由、民主主義、人権をはじめとする法の支配と国際人権尊重の見地から、難民条約、国連憲章及び国連の人権諸条約等に違反する大統領令に抗議し、その即時撤回を強く求めるものである。

2017年2月8日
東京弁護士会会長 小林 元治

日本弁護士

国民年金基金

国民年金にゆとりをプラス。自分で入る公的な個人年金。
国民年金に任意加入している60歳以上65歳未満の方も国民年金基金に加入できます。※日本国内に住所を有する方に限ります。

資料請求・ご相談・お問い合わせは
お気軽に今すぐこちらへ！

※地域によっては携帯電話からはつながらない場合があります。

日本弁護士国民年金基金

〒100-0013
東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 14 階

03-3581-3739

<http://www.bknk.or.jp>